

新宿の魅力開発・向上による観光活性化に向けた調査・検討業務委託仕様書

1 委託概要

- (1) 件名 新宿の魅力開発・向上による観光活性化に向けた調査・検討業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

2 委託内容

- (1) 連携協議会（ワーキンググループ）、事務局の設置・運営
 - ア 新宿区内の観光関連組織・事業者等をはじめ、消費者目線も取り入れた連携協議会を構成し、合意形成や機運の醸成を図り、一体感をもって取り組める体制を構築すること。
 - イ 必要に応じて、連携協議会の下に実務を行うワーキンググループを設置すること。
 - ウ 連携協議会の構成員および選出方法について提案を行うこと。
 - エ 連携協議会（ワーキンググループ）の開催準備、会議の進行・助言、会議結果の取りまとめを行うこと。なお、出席者への謝礼金の支払いが必要な場合は委託事業者が支出すること。
 - オ 事業全体の設計と管理を行うため、事務局を設置・運営すること。
- (2) ビジョン・将来展望の整理
 - ア 連携協議会にて新宿の魅力開発・向上に関する将来的なビジョン・展望を整理し、取りまとめを行うこと。
- (3) 調査、マーケティングの実施
 - ア 観光動向調査
 - 来訪者への実態調査の実施や、既存の調査データ、文献・資料等より収集した情報の活用などにより、新宿区における観光客の動向、特徴等についてまとめること。
 - イ ブランドイメージ調査
 - 観光資源の磨き上げやアクションプランの策定等に反映させるべく、来訪者・非来訪者双方を調査し、外国人を含めた消費者による新宿区のブランドイメージを明らかにすること。
 - ウ 既存着地型コンテンツ調査
 - 観光運営母体によってこれまで運営されてきている既存の着地型コンテンツについて、その運営母体や、流通手段、決済方法、運営手法などについて調査し、課題などを抽出すること。
 - エ マーケティング
 - 新宿区への観光客の誘致について効果的なマーケティング戦略を検討すること。

(4) アクションプランの作成

- ア ビジョン、調査結果等をふまえ、最低3か年のアクションプランを策定すること。
- イ アクションプランでは、事業の目的やコンセプト、スケジュール、役割分担、実施内容、ステークホルダーを明確にすること。

(5) 観光資源の開発・磨き上げ（着地型コンテンツの企画）

- ア 観光誘客を強化し、観光客の滞在時間や消費額の増加を図るため、新宿区ならではの歴史・文化、伝統産業、商業施設など様々な資源を最大限に活用し、まちなかを回遊できる体験型の着地型コンテンツの開発を行うこと。
- イ コンテンツ開発にあたっては、連携協議会（ワーキンググループ）の検討結果や、策定したビジョン・アクションプランを踏まえること。
- ウ コンテンツ開発にあたっては、関係団体等が連携して、地域に点在している観光資源を効果的にコンテンツ化することにより、付加価値を高めるものであることを意識すること。
- エ コンテンツ開発の際に必要な調整については、委託事業者が行うこと。

(6) PR戦略の作成、専用WEBサイト（プラットフォーム）制作、情報発信

- ア 連携協議会にて取りまとめたビジョンを踏まえ、ターゲットやコンセプトを明確にし、地域ブランド力が醸成されるようなPR戦略を作成すること。
- イ コンセプトの視覚化（ロゴマーク、キャッチコピーの制作等）を行うこと。コンセプトの視覚化にあたっては候補案を複数作成すること。
- ウ 新宿区内の体験ツアーの情報を集約する専用WEBサイト（プラットフォーム）を制作すること。なお、同WEBサイトの運用は令和6年4月以降を予定している。
- エ 同WEBサイトには、本業務で開発したコンテンツだけでなく、新宿区内で提供されている体験ツアー等についても情報掲載できる仕様とすること。
- オ 同WEBサイトには、体験ツアーの予約・決済機能を持たせる、又は、予約・決済が可能な他サービスとの連携を行うこと。予約・決済機能の利用にあたり手数料・ランニングコスト等が発生する場合は、その概算を提案資料に記載すること。
- カ 同WEBサイトの構築にあたり、より効果的に機能させるための動作環境、ユーザビリティ、バックアップ体制、セキュリティ対策等については、協会と協議のうえ決定するものとする。
- キ 本業務のPRに必要な広告媒体（チラシ等）を制作すること。

(7) モニターツアーの実施と効果検証

- ア 開発したコンテンツを活用してモニターツアーを実施運営すること。ツアーの内容は、新宿の魅力を効果的に伝え、体験してもらえるものとする。

- イ 実施するツアーは最低2種類とし、いずれもターゲットを明確にすること。ツアーの参加料については、協会との協議により検討する。
- ウ 参加者にはアンケートを実施すること。
- エ 参加者アンケートの結果を取りまとめ、今後のコンテンツ開発・磨き上げの参考にできるような効果測定と分析を行うこと。

(8) 報告書の作成

- ア 本業務の実績、効果検証、分析等に関する報告を含む実施報告書を作成し、5部（A4サイズ）を納品すること。また、その電子データを納品すること。

3 成果品の帰属等

本業務における成果（実施報告書、ウェブサイトおよびその他本業務に付随して作成したデザイン等）については、全て一般社団法人新宿観光振興協会に帰属するものであり、協会の承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、委託事業者の責任において処理するものとする。

4 契約解除等

- (1) 受託事業者が次の事項に該当した場合、契約を解除しまたは期間を定めて業務の全部もしくは一部停止を命ずることがある。

- ア 受託事業者の財務状況が悪化し、業務の履行ができないとき。
- イ 社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ウ 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ 契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- オ 協会が行う必要な指示に従わないとき又は改善が見られないとき。
- カ その他著しく不相当と認められる事項が生じたとき。

- (2) 協会の責によらず契約内容の変更や契約解除等があった場合、協会は一切の損害賠償の責を負わない。受託事業者の責により協会に損害が発生したときは、受託事業者に対して損害賠償請求をする。

5 契約更改について

本委託業務にかかる契約は、本事業の継続が見込まれ、受託者が良好な履行を行ったと協会が判断する場合、双方の合意に基づき、1年間を単位として協会が定める期間、本契約を更新することができる。

更新を検討するに当たっては、協会からの指示に従い、実施報告書を提出すること。

なお、更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示す

る。

6 その他

仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定する。